

3. 「確認書類」の作成にあたって

国土交通大臣許可業者については、経営事項審査に係る「経営規模等評価」を申請する際は、申請書等(経営規模等評価申請書、別紙一、別紙二及び別紙三他)、添付書類(工事経歴書)と併せて『確認書類』を提出すること。

※『確認書類』の種類等については、関東地方整備局管内の国土交通大臣許可業者を対象にしたものであり、各都県知事許可業者の方は、当該各都県の担当部局へ確認すること。

『確認書類』は全部で16種類に分類(申請内容によっては提出する必要のない書類もあるが、必要に応じてこれらの資料に加えて追加資料の提出を求める場合もある)。

いずれも申請内容を確認するにあたって必要となる書類のため、提出漏れのないよう注意すること。

なお、『確認書類』の準備・提出にあたっては、以下の点に留意すること。

また、以下で説明する『確認書類』については原則返却しないため、必ずコピー等したものを提出すること。

*『確認書類』については、「経営事項審査結果通知書」の発行日翌日から40日を経過した日以後に、関東地方整備局において「溶解処理」を行う。

〔1〕確認書類①

消費税確定申告書の控え及び添付書類(付表2)並びに消費税納税証明書(その1)

(留意事項)

確定申告書の控えについて

- ・確定申告書の申告者控えで税務署の受付印のあるもの。
- ・e-Taxを利用した申告を行っている場合は、「送信データ受付のメッセージ」(提出先、利用者識別番号、受付日時、税目等が確認できるもの)を印刷したもの。

消費税納税証明書(その1)について

- ・審査基準日を含む審査対象事業年度のもので、発行後3ヶ月以内のもの。
- ・電子納税証明書の場合については、電子証明書を印刷したもの。
- ・免税事業者については不要。

〔2〕確認書類②

工事経歴書(様式第2号)に記載されている工事に係る工事請負契約書又は注文書及び請書

(留意事項)

- ・工事経歴書に記載されている工事のうち、元請・下請の区別なく上から記載順に10件の工事に関する契約書等を提出すること(経営事項審査の際に提出する「工事経歴書」(様式第2号)の記載方法は「P16～18 工事経歴書の作成について」を参照)。
- ・契約書等は、業種ごとに、工事経歴書に記載されている順番に揃えて提出すること。
- ・工事経歴書に記載する工事は、各業種ごとに、総請負代金額の7割を超えるところまで記載することとなっているが、「請け負った総工事件数は10件以上あるが、工事経歴書に記載する件数は10件に満たない」という場合もあり得る。このような場合は、総工事件数が10件以上あっても、**工事経歴書に記載されている工事に関する契約書等のみを提出すること。**
- ・当初契約の締結後において、請負代金又は工期に係る変更契約が別途締結されている場合は、当該変更契約書もあわせて提出すること。
- ・契約書等については、「工事名称」、「工事場所」、「工期」、「請負代金額」、「契約締結日」、「発注者名」及び「請負者名」が記載されている部分を提出すること(これら以外の項目のみが記載されている書面については、提出を要しない)。
- ・注文書及び請書の場合は、注文書と請書を一对(両方)として提出すること。
- ・電子商取引(電子契約)を適用している工事については、上記各項目(工事名称等)が確認できる部分をプリントアウトして提出すること。

－ 要注意 －

契約書等写しについては、「契約書等右上の余白部分」に業種、番号(工事経歴書記載順の番号)を記入すること。
例) 土木一式工事の工事経歴書の5番目に記載した契約書等 「土-5」と記入

〔3〕確認書類③

直前3年の各事業年度における工事施工金額(様式第3号)

※完成工事高の計算基準に合わせて2期又は3期分

(留意事項)

- ・完成工事高の計算基準の区分に合わせて事業年度の2期又は3期分を提出すること。
- ※直前3年の各事業年度における工事施工金額(様式3号)には、3期分、各許可業種毎に「元請」「下請」の別まで詳細に記入すること。

〔4〕確認書類④

法人税確定申告書(別表十六(一)及び(二)他)並びに貸借対照表(様式第15号)及び損益計算書(様式第16号)

(留意事項)

- ・貸借対照表及び損益計算書並びに法人税法確定申告書(別表十六(一)及び(二)他)については、審査対象事業年度及び前審査対象事業年度の2カ年分を提出すること。
- ・経営事項審査の減価償却実施額については、法人税法確定申告書別表十六(一)、(二)に記載されている当期償却額と同法別表十六(四)、(六)、(七)、(八)に記載されている償却額のうち、貸借対照表に「固定資産」として記載され、かつ「減価償却費」として費用計上されているものを計上すること。
- 従って、上記記載のとおり、法人税法確定申告書別表十六(一)及び(二)とは別に、同別表十六(四)、(六)、(七)、(八)で減価償却実施額を計上している場合には、それらも提出すること。
- ※減価償却実施額の計上については、以下の考え方によるものとする。
- 単体分の法人税申告書別表十六(一)、(二)に記載されている当期償却額と、別表十六(四)、(六)、(七)、(八)に記載されている償却額のうち、貸借対照表に「固定資産」として記載され、かつ「減価償却費」とし費用計上されているものを計上すること。

※経営状況分析結果通知書に「参考値」が記載されている場合は上記確認資料④は省略できるが、【項番17】自己資本額において、2期平均を選択している場合には、前期審査対象事業年度分の貸借対照表(様式第15号)が必要。
(決算期等変更して換算処理をしている場合は、参考値が掲載されていても確認書類④を提出すること)

〔5〕確認書類⑤

技術職員及び公認会計士等(⑮)に計上している方の常勤性の証明

以下に掲げる資料のうち、いずれか1つ

①健康保険及び厚生年金保険に係る標準報酬の決定を通知する書面

②住民税特別徴収税額を通知する書面

(留意事項)

- ・①及び②のいずれの場合も、「技術職員名簿」(別紙2)に記載されている方及び「その他の審査項目(社会性等)」(別紙3)の公認会計士等数に計上されている方に関する記載がある職員等の部分のみを提出すること。
- ※必要ない職員等の情報は、「黒く塗りつぶす」等の措置を行い表示しないこと。
- ・それぞれの通知に関する算定基準日以降に入社した等の理由で、当該通知書に氏名の記載がない方については、その方に関する届出等の書面を提出すること(例:社会保険に係る「標準報酬決定」の基準日である7月1日より後に入社された方については、社会保険に係る「被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」など)。
- ※健康保険及び厚生年金保険を別々に加入されている場合は、どちらか一方を提出すること。
- ・組合管掌健康保険の場合、当該保険組合の理事長による被保険者一括証明について、上記①又は②の代替書類として取扱うこととする。
- ・後期高齢者医療制度対象者の常勤性の確認に必要な書類等については、申請前に関東地方整備局建設産業第一課調査指導係(P20参照)まで確認すること。
- ・出向者の常勤性について
出向先で常勤であれば、出向先の職員として評価の対象となる(出向元では、評価の対象にはならない)。
確認書類として、出向協定書又は出向証明書のいずれかの書類を提出すること。
出向協定書・出向証明書には、最低限次の内容が定められていることが必要となる。
 - i) 出向期間(最低でも1年以上)
 - ii) 出向者の身分保障及び指揮監督権について
 - iii) 出向者への給与支払い及び社会保険料負担、出向料について出向証明書については、出向元が証明すること。
- ※ すべて、審査基準日の直前に発行、作成されたものを提出すること。

－要注意－

「技術職員名簿」に記載されている番号を、上記確認書類⑤の通知書(標準報酬決定通知書等)の氏名余白部分に以下の例のように記載すること。

例) 技術職員名簿「2頁」「通番3」の方の場合 “2-3”と記入公認会計士等の場合 “経理”と記入

[6]確認書類⑥

技術職員の資格等の証明

技術職員名簿(別紙2)に記載されている職員に係る検定若しくは試験の合格証その他の当該職員が有する資格を証明する書面

(留意事項)

- 建設業法に基づく技術検定、又はその他の法令に基づく試験等の合格者については、合格証の写しを提出すること

※監理技術者資格者証等により、取得している資格が確認できれば合格証等の添付は省略可。

※平成20年4月1日より、新たに基幹技能者が加対象に加りましたが、基幹技能者として加点されるためには、建設業法施行規則で新たに設けられた登録基幹技能者講習実施機関で実施された講習を終了した者に限る。

よって、各建設専門工事業団体等で実施している認定講習を受講し取得した資格では、加対象とはならない。

- 実務経験を有するとして、技術職員名簿に以下の有資格コード001及び002を記載されている方については、「001及び002資格の技術職員名簿一覧表」を別途作成すること。

1)	建設業法第7条第2号イ該当 (有資格区分コード「001」の方)
2)	建設業法第7条第2号ロ該当 (有資格区分コード「002」の方)

※一覧表作成については、P15 「001及び002資格の技術職員名簿一覧表」記入例を参照。

- 技術職員名簿の講習受講欄に「1」を記載されている方については、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の写しを提出すること。

※平成20年4月1日より、新たに加対象となった監理技術者講習受講者については、

- 建設業法第15条第2号イに該当(1級国家資格者相当)していること。
- 監理技術者資格者証の交付を受けていること。
- 建設業法第26条の4から6の規定による講習(監理技術者講習)を当期事業年度開始日の直前5年以内に受講していること。

上記の全ての要件を満たして初めて加対象となる。

- 申請にあたっては、それら全てが確認出来る資料(具体的には、資格を証明する書面等、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の写し)を提出すること。なお、平成16年2月29日以前に交付された資格者証については、当該資格者証のみをもってii)及びiii)の要件を満たしているものとみなすこととする(ただし、資格者証の交付日がiii)に記載の5年要件に該当している場合に限る)。

- 合格証等は、資格名称、資格取得日、氏名、生年月日が確認できる程度であれば、縮小コピーも可とする。(例えば、2つの証書をA4縦用紙1枚に縮小コピーしてまとめるなど)

－要注意－

合格証等の写しについても、技術職員名簿の順番に①合格証、②監理技術者資格者証、③監理技術者講習修了証の順番に揃えて提出すること。

※1人の技術者毎に①～③をセットで揃えること。

[7]確認書類⑦

雇用保険加入

「労働保険 概算・確定保険料申告書」及びこれにより申告した保険料納入に係る領収済通知書

(留意事項)

- 別紙3「その他の審査項目(社会性等)」の項番41「労働福祉の状況」において「雇用保険加入の有無」を「無」として申請されている場合は、提出は不要。

- この確認書類は、雇用保険への加入状況を確認するための書類となるので、『雇用保険』に関する申告書及び領収済通知書を提出すること。

- 審査基準日を含む年度の概算保険料又は確定保険料を納付したことを証するものが必要。

従って、一括で支払いしている方は申告書及び第一期の領収書、3回に分けて支払いしている方は、最低1期(以下の時点の領収書)を提出すること。

審査基準日[決算日]:4月1日～7月31日までの方は、第1期分

審査基準日[決算日]:8月1日～11月30日までの方は、第2期分

審査基準日[決算日]:12月1日～3月31日までの方は、第3期分

*『雇用保険』は、労災保険とあわせて「労働保険」と総称されており、申告書の名称も「労働保険～」となっているが、建設業者の場合は、申告と保険料の納付を「雇用保険」分と「労災保険」分とを区別して行うこととなっている(一部例外もある)ので、このうちの「雇用保険」に関する書類を提出すること。

〔8〕確認書類⑧

健康保険及び厚生年金保険加入

以下に掲げる資料のうち、いずれか1つ

- ①健康保険及び厚生年金保険の保険料納入に係る「領収証書」
- ②健康保険及び厚生年金保険の保険料納入に係る「納入証明書」

(留意事項)

- ・別紙3「その他の審査項目(社会性等)」の項番42「労働福祉の状況」において「健康保険及び厚生年金保険加入の有無」を「無」として申請されている場合は、提出は不要。
- ・「領収証書」については、**審査基準日を含む月に係る保険料納入に関する領収証書を提出**すること。
(例:審査基準日が3/31の場合は、3月分の保険料納入に係る領収証書)
- ・健康保険の被保険者となるべき従業員が承認を受けて全国土木建築国民健康保険等の国民健康保険に加入している場合において、健康保険は適用除外であるが、厚生年金保険には加入しなければならないときは、申請書には厚生年金保険の加入の有無をもって有又は無と記載することとなる。

〔9〕確認書類⑨

建設業退職金共済制度加入

建設業退職金共済事業 加入・履行証明書(経営事項審査用)

(留意事項)

- ・別紙3「その他の審査項目(社会性等)」項番43、「労働福祉の状況」において「建設業退職金共済制度加入の有無」を「無」として申請されている場合は、提出は不要。
- ・確認書類については、勤労者退職金共済機構建設業退職金共済事業本部(「建設業退職金教唆事業本部」)又は、建設業退職金共済事業本部の各都道府県支部の発行する加入・履行証明(経営事項審査用)を提出すること。

〔10〕確認書類⑩

退職一時金制度若しくは企業年金制度加入

導入している制度内容に対応する書類として、次に掲げる資料①～⑦のうち、いずれか1つ

[退職一時金制度に関する資料]

- ① 中小企業退職金共済制度への加入を証明する書面
- ② 特定退職金共済団体制度への加入を証明する書面
- ③ 就業規則(労働基準監督署長の印のあるもの)又は労働協約写し

[企業年金制度に関する資料]

- ④ 厚生年金基金への加入を証明する書面
- ⑤ 適格退職年金契約書、確定拠出年金運営管理機関の発行する確定拠出年金への加入を証明する書面
- ⑥ 確定給付企業年金の企業年金基金の発行する企業年金基金への加入を証明する書面
- ⑦ 資産管理運用機関との間の契約書

(留意事項)

- ・別紙3「その他の審査項目(社会性等)」項番44「労働福祉の状況」において「退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無」を「無」として申請されている場合は、提出は不要。
- ・退職一時金制度と企業年金制度の導入については、1つの評価項目に統合されたので、いずれかの確認書類のみ提出すること。
- ・加入を証明する書面等については、審査基準日時点において、当該制度に加入していることが証明できるものとする。
- ・この「確認書類」は、退職一時金制度を導入しているとして申請された建設業者について、その制度の内容及び導入実態を確認するための書類となるので、「就業規則」又は「労働協約」で退職金に関する規定を網羅しているとして上記③の書類を提出される場合は、必ず**退職金に関する規定部分を含めて提出すること**(「就業規則」若しくは「労働協約」の有無を確認するものではなく、あくまでも、規則や協約の中で退職金に関する規定が整備されているか否かを確認するための書類となる)。
- ・「中小企業退職金共済制度」(上記①)に加入している建設業者のうち、独立行政法人勤労者退職金共済機構との間で締結されている退職金共済契約が「**特定業種退職金共済制度**」である場合は、**評価対象外**となる。

＊退職一時金制度の対象としては、中小企業退職金共済に加入している場合に準じて、期間雇用に係る労働者、試用期間中の労働者その他これらに類する者を除き、原則として、「建設業に従事するすべての従業員」を対象とするものである。

「中小企業退職金共済制度」には『中小企業退職金共済制度』(中退共制度)と『特定業種退職金共済制度』の2種類がある。このうちの『中小企業退職金共済制度』に加入している場合が、経営規模等評価における「退職一時金制度」の導入「有」となる。

〔11〕確認書類⑩

法定外労働災害補償制度加入

加入を証明する資料等で、加入先(契約相手方)が以下の①から④のうち、いずれか1つ

- ① (財)建設業福祉共済団
- ② (社)全国建設業労災互助会
- ③ 全国中小企業共済協同組合連合会又は(社)全国労働保険事務組合連合会
- ④ 労働災害総合保険若しくは準記名式の普通傷害保険の保険証券

(留意事項)

- ・別紙3「その他の審査項目(社会性等)」項番45「労働福祉の状況」において「法定外労働災害補償制度加入の有無」を「無」として申請されている場合は、提出は不要。
- ・「審査基準日を含む月が保険期間(若しくは補償期間)となっているもの」の加入証明書又は保険証券を提出すること。
- ・「次の要件のすべてを満たすものでなければ評価対象とはならない」ので、提出していただく加入証明書又は保険証券は、次の要件が充足されていることが確認できる部分も含めて提出すること。
 - ア. 業務災害と通勤(出退勤)災害のいずれもが対象となっていること。
 - イ. 死亡及び労働災害補償保険の傷害等級第1級から第7級までを補償していること。
 - ウ. 直接使用関係にある職員及び下請負人(数次の請負による場合にあつては下請負人のすべて)の直接の使用関係にある職員のすべてを対象としていること。
 - エ. 当該申請者が施工する全ての工事(共同企業体及び海外工事は除く)を補償していること。

〔12〕確認書類⑪

防災協定の締結

協定締結を証明する以下の資料のうち、いずれか1つ

- ①申請者が国、特殊法人等又は地方公共団体と直接防災協定等を締結している場合、「防災協定書」のみ
- ②申請者加入の団体等が、国、特殊法人等又は地方公共団体との間に防災協定を締結している場合、以下ア及びイ(両方)
 - ア 当該団体等の加入証明書等
当該団体等に加入し、申請者が防災活動に一定の役割を果たすことが確認できる書類等(防災活動計画書等)も必要です。
 - イ 当該団体等が、国、特殊法人等又は、地方公共団体と締結している防災協定書

(留意事項)

- ・別紙3「その他の審査項目(社会性等)」項番47「防災活動への貢献の状況」において「防災協定の締結の有無」を「無」として申請されている場合は、提出は不要。
- ・「特殊法人等」とは、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)」第2条第1項(詳細については、同法施行令第1条を参照)に規定する特殊法人等をいう。

〔13〕確認書類⑫

法令遵守の状況

営業停止命令書若しくは指示書

(留意事項)

- ・別紙3「その他の審査項目(社会性等)」項番48・49「法令遵守の状況」において「営業停止処分の有無」及び「指示処分の有無」を「無」として申請されている場合は、提出は不要。
- ・「営業停止処分」及び「指示処分」は、建設業法第28条に基づく監督処分であり、「行政指導(勧告等)」及び発注者が行う「指名停止等措置」は該当しない(審査基準日直前の一年間の状況)。

〔14〕確認書類⑬

監査の受審状況

監査の受審を証明する書類として、以下の①～③掲げる書類のうちいずれか1つ

- ① 有価証券報告書若しくは監査証明書
- ② 会計参与報告書の写し
- ③ 建設業の経理事務の責任者のうち公認会計士、会計士補、税理士及びこれらとなる資格を有する者並びに1級

建設業経理事務士のいずれかに該当する者が経理処理の適正を確認した旨の書類に自ら署名を付したもの

(留意事項)

- ・①の書類については、無限定適正意見又は限定付適正意見が付されているもの以外については、加点対象とはならない。
 - ・③の書類については、【項番 51】に計上した常勤の職員で資格を有する者の署名に限る(2級建設業経理事務士の署名では加点対象とはならない)。
- なお、署名の様式は P46(様式第2号 経理処理の適正を確認した旨の書類)を参照。

[15]確認書類⑮

**公認会計士等の数及び二級登録経理試験合格者の数
合格証等資格を証明する書面**

(留意事項)

- ・該当する者がいない場合は、提出は不要。
- ・建設業経理事務士検定試験の合格者のうち、経営規模等評価において評価対象となるのは1級と2級の合格者のみとなる。
- ・資格を証明する書類に加えて確認書類⑤の常勤性を確認する書類も提出すること。

[16]確認書類⑯

**研究開発の状況
様式第十七号の二による注記表(2期分)**

(留意事項)

- ・別紙3「その他の審査項目(社会性等)」項番 53「研究開発の状況」において「研究開発費の計上」が「無し」として申請されている場合は、提出は不要。
- 研究開発費の額が加点対象となるのは、**会計監査人設置会社に限定**されている。
- また、会計監査人が当該会社の財務諸表に対して、無限定適正意見又は限定付き適正意見を表明している場合に限る。

経理処理の適正を確認した旨の書類

私は、建設業法施行規則第18条の3第3項第2号の規定に基づく確認を行うため、
.....の平成 年 月 日から平成 年 月 日までの
第 期事業年度における計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等
変動計算書及び注記表について、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の
基準その他の企業会計の慣行をしん酌され作成されたものであること及び別添の会計処理
に関する確認項目の対象に係る内容について適正に処理されていることを確認しました。

商号又は名称
所属・役職

氏 名

印

以上

別添

建設業の経理が適正に行われたことに係る確認項目

項目	内容
全体	<p>前期と比較し概ね20%以上増減している科目についての内容を検証する。特に次の科目については、詳細に検証し不適切なものが含まれていないことを確認した。</p> <p>受取手形、完成工事未収入金等の営業債権 未成工事支出金等の棚卸資産 貸付金等の金銭債権 借入金等の金銭債務 完成工事高、兼業事業売上高 完成工事原価、兼業事業売上原価 支払利息等の金融費用</p>
預貯金	残高証明書又は預金通帳等により残高を確認している。
金銭債権	営業上の債権のうち正常営業循環から外れたものがある場合、これを投資その他の資産の部に表示している。
	営業上の債権以外の債権でその履行時期が1年以内に到来しないものがある場合、これを投資その他の資産の部に表示している。
	受取手形割引額及び受取手形裏書譲渡額がある場合、これを注記している。
貸倒損失 貸倒引当金	法的に消滅した債権又は回収不能な債権がある場合、これらについて貸倒損失を計上し債権金額から控除している。
	取立不能のおそれがある金銭債権がある場合、その取立不能見込額を貸倒引当金として計上している。
	貸倒損失・貸倒引当金繰入額等がある場合、その発生の態様に応じて損益計算上区分して表示している。
有価証券	有価証券がある場合、売買目的有価証券、満期保有目的の債券、子会社株式及び関連会社株式、その他有価証券に区分して評価している。
	売買目的有価証券がある場合、時価を貸借対照表価額とし、評価差額は営業外損益としている。
	市場価格のあるその他有価証券を多額に保有している場合、時価を貸借対照表価額とし、評価差額は洗替方式に基づき、全部純資産直入法又は部分純資産直入法により処理している。
	時価が取得価額より著しく下落し、かつ、回復の見込みがない市場価格のある有価証券(売買目的有価証券を除く。)を保有する場合、これを時価で評価し、評価差額は特別損失に計上している。

	その発行会社の財政状態が著しく悪化した市場価格のない株式を保有する場合、これについて相当の減額をし、評価差額は当期の損失として処理している。
棚卸資産	原価法を採用している棚卸資産で、時価が取得原価より著しく低く、かつ、将来回復の見込みがないものがある場合、これを時価で評価している。
未成工事支出金	発注者に生じた特別の事由により施工を中断している工事で代金回収が見込めないものがある場合、この工事に係る原価を損失として計上し、未成工事支出金から控除している。
	施工に着手したものの、契約上の重要な問題等が発生したため代金回収が見込めない工事がある場合、この工事に係る原価を損失として計上し、未成工事支出金から控除している。
経過勘定等	前払費用と前払金、前受収益と前受金、未払費用と未払金、未収収益と未収金は、それぞれ区別し、適正に処理している。
	立替金、仮払金、仮受金等の項目のうち、金額の重要なもの又は当期の費用又は収益とすべきものがある場合、適正に処理している。
固定資産	減価償却は経営状況により任意に行うことなく、継続して規則的な償却を行っている。
	適用した耐用年数等が著しく不合理となった固定資産がある場合、耐用年数又は残存価額を修正し、これに基づいて過年度の減価償却累計額を修正し、修正額を特別損失に計上している。
	予測することができない減損が生じた固定資産がある場合、相当の減額をしている。
	使用状況に大幅な変更があった固定資産がある場合、相当の減額の可能性について検討している。
	研究開発に該当するソフトウェア制作費がある場合、研究開発費として費用処理している。
	研究開発に該当しない社内利用のソフトウェア制作費がある場合、無形固定資産に計上している。
	遊休中の固定資産及び投資目的で保有している固定資産で、時価が50%以上下落しているものがある場合、これを時価で評価している。
	時価のあるゴルフ会員権につき、時価が50%以上下落しているものがある場合、これを時価で評価している。
	投資目的で保有している固定資産がある場合、これを有形固定資産から控除し、投資その他の資産に計上している。
繰延資産	資産として計上した繰延資産がある場合、当期の償却を適正に行っている。
	税法固有の繰延資産がある場合、投資その他の資産の部に長期前払費用等として計上し、支出の効果の及ぶ期間で償却を行っている。
金銭債務	金銭債務は網羅的に計上し、債務額を付している。

	<p>営業上の債務のうち正常営業循環から外れたものがある場合、これを適正な科目で表示している。</p> <p>借入金その他営業上の債務以外の債務でその支払期限が1年以内に到来しないものがある場合、これを固定負債の部に表示している。</p>
未成工事受入金	引渡前の工事に係る前受金を受領している場合、未成工事受入金として処理し、完成工事高を計上していない。ただし、工事進行基準による完成工事高の計上により減額処理されたものを除く。
引当金	将来発生する可能性の高い費用又は損失が特定され、発生原因が当期以前にあり、かつ、設定金額を合理的に見積ることができるものがある場合、これを引当金として計上している。
	役員賞与を支給する場合、発生した事業年度の費用として処理している。
	損失が見込まれる工事がある場合、その損失見込額につき工事損失引当金を計上している。
	引渡を完了した工事につき瑕疵補償契約を締結している場合、完成工事補償引当金を計上している。
退職給付債務 退職給付引当金	確定給付型退職給付制度(退職一時金制度、厚生年金基金、適格退職年金及び確定給付企業年金)を採用している場合、退職給付引当金を計上している。
	中小企業退職金共済制度、特定退職金共済制度及び確定拠出型年金制度を採用している場合、毎期の掛金を費用処理している。
その他の引当金	将来発生する可能性の高い費用又は損失が特定され、発生原因が当期以前にあり、かつ、設定金額を合理的に見積ることができるものがある場合、これを引当金として計上している。
	役員賞与を支給する場合、発生した事業年度の費用として処理している。
	損失が見込まれる工事がある場合、その損失見込額につき工事損失引当金を計上している。
	引渡を完了した工事につき瑕疵補償契約を締結している場合、完成工事補償引当金を計上している。
法人税等	法人税、住民税及び事業税は、発生基準により損益計算書に計上している。
	法人税等の未払額がある場合、これを流動負債に計上している。
	期中において中間納付した法人税等がある場合、これを資産から控除し、損益計算書に表示している。
消費税	決算日における未払消費税等(未収消費税等)がある場合、未払金(未収入金)又は未払消費税等(未収消費税等)として表示している。
税効果会計	繰延税金資産を計上している場合、厳格かつ慎重に回収可能性を検討している。
	繰延税金資産及び繰延税金負債を計上している場合は、その主な内訳等を注記してい

	る。
	過去3年以上連続して欠損金が計上されている場合、繰延税金資産を計上していない。
純資産	純資産の部は株主資本と株主資本以外に区分し、株主資本は、資本金、資本剰余金、利益剰余金に区分し、また、株主資本以外の各項目は、評価・換算差額等及び新株予約権に区分している。
収益・費用の計上(全般)	収益及び費用については、一会計期間に属するすべての収益とこれに対応するすべての費用を計上している。
	原則として、収益については実現主義により、費用については発生主義により認識している。
工事収益・工事原価	適正な工事収益計上基準(工事完成基準、工事進行基準、部分完成基準等)に従っており、工事収益を恣意的に計上していない。
	引渡の日として合理的であると認められる日(作業を終了した日、相手方の受入場所へ搬入した日、相手方が検収を完了した日、相手方において使用収益ができることとなった日等)を設定し、その時点において継続的に工事収益を計上している。
	建設業に係る収益・費用と建設業以外の兼業事業の収益・費用を区分して計上している。ただし、兼業事業売上が軽微な場合を除く。
	工事原価の範囲・内容を明確に規定し、一般管理費や営業外費用と峻別のうえ適正に処理している。
工事進行基準	工事進行基準を適用する工事の範囲(工期、請負金額等)を定め、これに該当する工事については、工事進行基準により継続的に工事収益を計上している。
	工事進行基準を適用する工事の範囲(工期、請負金額等)を注記している。
	実行予算等に基づく、適正な見積り工事原価を算定している。
	工事原価計算の手続きを経た発生工事原価を把握し、これに基づき合理的な工事進捗率を算定している。
	工事収益に見合う金銭債務「未成工事受入金」を減額し、これと計上した工事収益との減額がある場合、「完成工事未収入金」を計上している。
受取利息配当金	協同組合から支払いを受ける事業分量配当金がある場合、これを受取利息配当金として計上していない。
支払利息	有利子負債が計上されている場合、支払利息を計上している。
JV	共同施工方式のJVに係る資産・負債・収益・費用につき、自社の出資割合に応じた金額のみを計上し、JV全体の資産・負債・収益・費用等、他の割合による金額を計上していない。
	分担施工方式のJVに係る収益につき、契約金額等の自社の施工割合に応じた金額を計上し、JV全体の施工金額等、他の金額を計上していない。

	JVを代表して自社が実際に支払った金額と協定原価とが異なることに起因する利益は、当期の収益または未成工事支出金のマイナスとして処理している。
個別注記表	<p>重要な会計方針に係る事項について注記している。</p> <p>資産の評価基準及び評価方法</p> <p>固定資産の減価償却の方法</p> <p>引当金の計上基準</p> <p>収益及び費用の計上基準</p>
	会社の財産又は損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注記している。
	当期において会計方針の変更等があった場合、その内容及び影響額を注記している。